

債権の譲渡の対抗要件 宅建 H23-05-4 <<#828>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対して1,000万円の代金債権を有しており、Aがこの代金債権をCに譲渡した。AがBに対する代金債権をDに対しても譲渡し、Cに対する債権譲渡もDに対する債権譲渡も確定日付のある証書でBに通知した場合には、CとDの優劣は、確定日付の先後ではなく、確定日付のある通知がBに到着した日時先後で決まる。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 債権の譲渡の対抗要件【宅建基礎 or 発展】

1 債権の譲渡は、**譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。**

2 前項の**通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。**（民法 467 条）

⇒ **通知が債務者に到達した日時の先後により優劣を決する**（最判昭 49.3.7）

⇒ **複数の確定日付ある通知が同時に到達した場合、各譲受人は全額の弁済を請求することができる**（**同時到達**：債務者はいずれの者に弁済することもできる）